



消費者庁のイラストを加工

『誰でもできる簡単作業』  
『スマホで毎日10万円を稼ぐ!』  
『限定100名』

というSNSの広告を見て、クレジットカードで1万円を決済した。

その後、業者から、「もっと儲かるコースがある」と勧誘されて、30万円のコースを契約したが、儲からない。実際は、情報商材を購入したことになっていた…。

## 『簡単』『儲かる』と謳っていたのに… ～情報商材のトラブル～



### ここが重要ベニ!!

●情報商材とは、副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネット等で販売される情報のことです。『誰でも簡単に稼げる』といった広告には、情報商材の販売が目的の場合が多くみられます。

- 情報商材は、購入するまで内容を確認することができないため、購入してみたら広告や説明と違ったというトラブルが絶えません。
- 「簡単に稼げる内容ではない」「事前に説明されたサポートが無い」「返金保証に依じてくれない」等の苦情や、後から高額なコンサルティング等を契約させられるケースもあります。
- 簡単に儲かる、うまい話はありません。簡単・高収入を強調する広告をうのみにせず、冷静に判断しましょう。
- 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

いやや

又は 消費者ホットライン 188